

「相続税贈与税の節税対策」について

講師 さくら税理士法人代表社員 公認会計士・税理士
竹内 洋一氏



円満円滑な 資産承継

円満円滑に相続を進めるためには、相続が発生する前に親族同士でしっかり話し合いをすることが必要です。

私は裁判所の調停員を長く務めていましたが、身内の人同士が相続のことでもめる所を何度か見てきました。相続争いのデメリットは、何といても人間関係が壊れることです。一度もめる



円満な相続の準備

まず、法定相続人を確認し、財産リストを作成します。そして、誰に何を相続させるか考えをまとめ、専門家(税理士等)に相談し、生前贈与・遺産分割・節税・納税資金等の相続対策を考えます。できれば公正証書遺言を作成しておきます。

生前での家族会議を行うことが望ましく、家族全員が集まったところで、自分の希望(葬式・墓・納骨・祭祀継承者・終末期医療・兄弟仲良しくてもらいたい等)を伝えます。そして、財産の内訳を伝え、財産の分け方とともに、今後の相続対策について協議します。二次相続も考慮したうえで、最後に遺言を書面化します。

正しい相続税対策

相続税対策として考えることは、「相続税を安くしたい」「税金をスムーズに払いたい」「税務調査のクリア」等があります。相続争い対策には、遺言が一番安全です。

相続が発生すると、7

日以内に市町村役場に死亡届を提出し、税務署に通知します。この時に、固定資産の明細や住民税の課税状況から税務署は相続税がかかるかどうかを調べます。税務署は、銀行・証券会社に相続人を含む残高照会をします。国税にはKSKシステムというものがあり、過去の申告情報等をしっかりと把握しています。ごまかしても加算税分損をするだけなので、正しく申告しましょう。有効な生前対策としては、相続税を得意とする税理士と相談して、正しい相続税対策を実行することです。

頭が痛いから病院に行つて「風邪です」とお医者さんに言つても、診察してみないと何が原因か分からないと言われるのがオチです。それと同じことで、相続税についても、まずは試算(診察)して、対策(治療)を立てることが大切です。

相続税の改正

税制改正により、基礎控除が4割引下がります。改正前は妻、子2人が相

続人の場合、5000万+10000万×3で8000万の基礎控除が認められていましたが、それが30000万+600万×3の48000万になりました。改正によって相続税が必要になる人がおよそ6〜7割増えています。

贈与税の改正

今までは子や孫への贈与税はずっと変わらなかつたのですが、20歳以上の子や孫への贈与税率が引き下げられました。この改正にはおじいちゃんやおばあちゃんから消費意欲のある子や孫に財産を移して、使ってもらおうという政策の大きな流れがあります。



住宅取得資金の贈与にも改正があり、受贈者の「20歳以上の子」が「20歳以上の子と孫」に、贈与者の「父母」が「父母・祖父母」になりました。

相続税・贈与税の節税対策

贈与と言えば、子や孫のために、おばあちゃんや孫の名義にして相続税がでるだけ少なくするようにするというケースが多いです。

私の経験で、ある銀行員の方が亡くなって、相続が発生したので調べてみると、預金がありません。

調べるみると、奥さんや子どもに預金の名義を移していました。しかし、この場合、財産の名義を変えているだけなので、この移した預金は相続財産とみなされませんでした。

ここで重要なのは、管理の移転ができていなかったことです。自分が財産を貰ったなら、署名や印鑑等を自分のものにしな

ければなりません。しかし、お年寄りには自分が亡くなった時には相続税がかからない様にしよう

としますが、もしも財産の名義を子や孫に変えた

のはいいが長生きし過ぎて、その時にお金が使えなかつたら困るので、自分の管理下に置いておこうと

- **配偶者控除**
配偶者控除については、婚姻期間が20年以上で居住用不動産や購入資金の贈与については2000万円までは贈与税はかかりません。
- **教育資金の一括贈与**
教育資金の一括贈与は1500万円までは非課税になります。教育資金とは
 - ① 学校等に直接払われる入学金・授業料・学用品等
 - ② 学校等以外に直接払われる塾等の料金・物品購入代
 - ③ 通学定期券代・留学渡航費等



● **結婚・子育て資金の一括贈与**
結婚・子育て資金の一括贈与は1000万円までは非課税になります。結婚

・子育て資金とは
① 挙式費用・新居の住居

父死亡の場合の課税関係

契約形態	契約者 (保険料負担者)	被保険者	受取人	税金
A	父	父	子	相続税
B	母	父	子	贈与税
C	子	父	子	所得税
D	父	子	父	相続税

● **生命保険の活用**
費・引越費用
② 不妊治療費・出産費用
・産後ケア費用・子の医療費・子の保育費(ベビーシッター費含む)
などで、申告手続きは金融機関を経由して、受贈者の納税地の所轄税務署長に提出します。

相続人1人500万円はまで非課税です。相続財産が多い時は、C・Dを活用すると有利です。70歳で加入出来る保険もあります。

● **不動産の節税対策**
土地評価は相続税評価

で、固定資産税評価ではありません。だいたい固定資産税評価額の1・2倍が相続税評価額になります。

アパート等の貸家を建築すると、相続税が大幅に減ります。他人が住んでいると、立ち退いてくれと言ってもなかなか大変なので、財産としての評価が下がります。

● **会社を利用した節税対策**
① **管理型法人**
家主が家を建てた後に、90万円で自分の会社に貸して、その会社が100万円の家をテナントに貸します。稼いだ10万円を

② **所有型法人**
地主の土地の上に自分の会社を作って、建物を建てて、100万円テナントに貸します。地主に地代だけ払って、残りを家族に給料として渡します。家族を役員にして給料を渡す場合、一体どんな仕事をしているのか

と税務署に問われることがあります。役員と会社は委任関係であつて、給与は業績の対価になるので、儲かったら給料をたくさん渡してもいいのです。

最後に

生前私の父親は、時々遊びに来ては相続財産の話をしていました。財産分けについては納得できなかったが、亡くなった時に遺言が出てきて、不動産は兄に、預金も半分は兄に渡して残りの半分を姉と私に残すと書いてありました。

少し話が違ふと思いましたが、相続争いは嫉妬心が原因で起こるといふことがよく分かりました。遺言に兄のことしか書いていなかったら弟のことは考えていないのかと腹が立ち、それが相続争いの原因になります。

相続発生前に家族会議をして遺産分割を取り決め、良い人間関係で相続を迎えられるようにすることが、遺産分割争いの一番の対策です。